

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月1日
【会社名】	株式会社大真空
【英訳名】	DAISHINKU CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 宗平
【本店の所在の場所】	兵庫県加古川市平岡町新在家字鴻野1389番地
【電話番号】	(079) 426-3211 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部 管理部長 國井 拓也
【最寄りの連絡場所】	兵庫県加古川市平岡町新在家字鴻野1389番地
【電話番号】	(079) 426-3211 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部 管理部長 國井 拓也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第53回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金2円
総額 80,782,804円
- ロ 効力発生日
平成28年6月30日

第2号議案 株式併合の件

- イ 併合の割合
当社普通株式5株を1株の割合で併合するものであります。
- ロ 発行可能株式総数の変更
発行可能株式総数を1億3千万株から2千6百万株に変更するものであります。
- ハ 効力発生日
平成28年10月1日

第3号議案 定款一部変更の件

- イ 発行可能株式総数を1億3千万株から2千6百万株に変更するものであります。
- ロ 単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- ハ 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに取締役および監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で責任限定契約を締結できるようにする旨の規定を新設するものであります。
- ニ 上記ハでの条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。
- ホ 上記イおよびロの変更の効力は、第2号議案に係る株式併合の効力発生日に生じることとするため、附則を設けるものであります。

第4号議案 取締役10名選任の件

長谷川宗平、田中秀幸、前田宏、中澤憲治、石井孝利、森川淳一、飯塚実、岡原博文、小寺利明、飯島敬子の10氏を取締役に選任するものであります。

第5号議案 監査役1名選任の件

花崎敏明氏を監査役に選任するものであります。

第6号議案 会計監査人選任の件

SCS国際有限責任監査法人を会計監査人に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	27,493	227	0	(注)1	可決(98.79%)
第2号議案 株式併合の件	27,473	247	0	(注)2	可決(98.72%)
第3号議案 定款一部変更の件	27,501	219	0	(注)2	可決(98.82%)
第4号議案 取締役10名選任の件				(注)3	
長谷川宗平	24,934	2,786	0		可決(89.59%)
田中秀幸	25,962	1,758	0		可決(93.29%)
前田宏	26,214	1,506	0		可決(94.19%)
中澤憲治	25,964	1,756	0		可決(93.29%)
石井孝利	25,940	1,780	0		可決(93.21%)
森川淳一	25,964	1,756	0		可決(93.29%)
飯塚実	27,368	352	0		可決(98.34%)
岡原博文	27,400	320	0		可決(98.45%)
小寺利明	27,374	346	0		可決(98.36%)
飯島敬子	25,501	2,219	0		可決(91.63%)
第5号議案 監査役1名選任の件				(注)3	
花崎敏明	27,461	259	0		可決(98.67%)
第6号議案 会計監査人選任の件	27,488	232	0	(注)1	可決(98.77%)

- (注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の3分の2以上の賛成であります。
- 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本定時株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本定時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上